

名護屋城博物館企画展イベント運営・広報業務委託 企画コンペ実施要領

1 委託業務名

名護屋城博物館企画展イベント運営・広報業務

2 目的

名護屋城博物館では、下記概要のとおり企画展「『鬼島津』が遺したもの - 島津義弘と文禄・慶長の役 - 」を開催する。本展覧会は、平成 28 年度から発掘調査を進めている特別史跡・島津義弘陣跡の調査成果を発表するとともに、島津義弘の動向を通じて、文禄・慶長の役や肥前名護屋の実像、さらに島津義弘の事績・魅力に迫るものである。

本展覧会にちなんだイベント等の企画・運営や展覧会の広報普及を通じて、県内外の多くの方々に本展覧会及び名護屋城博物館や、特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」に興味・関心を持っていただき、効果的に認知度を高めて誘客を促進する。

< 企画展概要 >

タイトル：企画展「『鬼島津』が遺したもの - 島津義弘と文禄・慶長の役 - 」

会 期：令和 2 年 9 月 1 8 日（金）～ 1 1 月 8 日（日） 計 5 2 日間

月曜日休館（祝日の場合は翌日）

開館時間：9 時～ 1 7 時

主催・会場：佐賀県立名護屋城博物館

観 覧 料：無料

3 委託業務の内容

別添「名護屋城博物館企画展イベント運営・広報業務委託 仕様書」のとおり

4 業務委託期間

契約締結の日～令和 2 年 1 2 月 1 1 日（金）

5 履行場所

主催者の指定する場所

6 予算額

7, 0 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

7 参加要件

- (1) 県内に本社、支社、営業所等を有すること。支社営業所の場合は、従業員の 50% 以上が県内に住所を有するか、または県内に住所を有する者を 50 人以上雇用していること。
- (2) 過去、同種の業務を受託あるいは自主開催した実績を有していること。
- (3) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (4) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、経験豊かなノウハウ

や技術を有していること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき参加資格の受付がなされているものは除く。）でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (7) 企画競争の日の 6 か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りにした者でないこと。
- (8) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (9) 県税の滞納がないこと。
- (10) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

8 募集方法

県ホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

9 実施方法

企画コンペ方式により、受託事業者を決定する。なお、企画コンペは、企画書及びプレゼンテーション等について審査するものとする。

(1) オリエンテーション（説明会）参加申込書の提出

- ア 提出物 オリエンテーション参加申込書 1部（別紙様式1）
- イ 提出期限 令和2年4月16日（木）17時まで
- ウ 提出場所 佐賀県立名護屋城博物館
〒847-0401 唐津市鎮西町名護屋1931-3
メール nagoyajouhakubutsukan@pref.saga.lg.jp
- エ 提出方法 持参、郵送又はメール（必着）
メールの場合は、送付後に提出した旨を電話連絡すること。

(2) オリエンテーションの開催

- ア 日時 令和2年4月17日（金）10時～
- イ 場所 名護屋城博物館 1階 図書閲覧室
オリエンテーション不参加者については、企画コンペの参加を

認めない。

(3) 企画コンペ参加申込書、実績書等の提出

- ア 提出物 企画コンペ参加申込書 1部(別紙様式2)
実績書 8部(別紙様式3)
会社概要 8部(任意様式)
- イ 提出期限 令和2年4月28日(火)17時まで
- ウ 提出場所 佐賀県立名護屋城博物館
〒847-0401 唐津市鎮西町名護屋1931-3
- エ 提出方法 持参又は郵送(必着)

(4) 企画書等の提出

- ア 提出物 企画書 8部(任意様式)
見積書 8部(任意様式)
見積価格は審査における評価項目の一つであるため、見積書には企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。
- イ 提出期限 令和2年5月8日(金)12時まで
- ウ 提出場所 佐賀県立名護屋城博物館
〒847-0401 唐津市鎮西町名護屋1931-3
- エ 提出方法 持参又は郵送(必着)

(5) 企画コンペ(プレゼンテーション・審査会)の開催

- ア 日時 令和2年5月12日(火)
個別の時間については、参加者に別途連絡する。
- イ 場所 佐賀県立名護屋城博物館 1階 図書閲覧室
- ウ 備考 プロジェクター等の使用を希望する場合は、本館で用意するので前日までに本館担当者へ連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

(6) 審査

審査員は、別表「審査基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。

なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

10 実施スケジュール(予定)

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 県ホームページでの公募開始 | 令和2年4月 9日(木) |
| (2) オリエンテーション参加申込書提出期限 | 令和2年4月16日(木)17時 |
| (3) オリエンテーション(説明会) | 令和2年4月17日(金)10時 |
| (4) 企画コンペ参加申込書等提出期限 | 令和2年4月28日(火)17時 |
| (5) 企画書等の提出期限 | 令和2年5月 8日(金)12時 |
| (6) 企画コンペ審査会 | 令和2年5月12日(火) |
| (7) 審査結果通知(予定) | 令和2年5月13日(水) |

11 留意点

- (1) 委託業務の内容については、最終的に、本館と受託業者(受注者)が協議を行い決定する。
- (2) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。

- (4) 当該企画コンペ参加に係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 提出する企画案は参加者 1 社につき 1 提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (6) 虚偽の掲載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (7) 主催者より提供する資料以外は、独自で入手等を行うこと。
- (8) 企画に際して、作成委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (9) 本委託業務で使用した写真・イラスト等を、県のホームページや他の印刷物などで使用する場合は、作成委託先と協議のうえ行うこととする。
- (10) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (11) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結できない。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (12) 企画コンペについての問い合わせは、電話、ファクシミリ、メールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

12 情報漏えいの禁止

受託事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱には、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

13 遵守事項

受託事業者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、できうる限り最高の技術やアイデアを駆使するとともに、本館の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託事業者は、受託事業の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

14 問い合わせ先

佐賀県立名護屋城博物館 学芸課 [担当] 企画普及担当 安永、飯田
〒 8 4 7 - 0 4 0 1 唐津市鎮西町名護屋 1 9 3 1 - 3
TEL 0 9 5 5 - 8 2 - 4 9 0 6 FAX 0 9 5 5 - 8 2 - 5 6 6 4
メール nagoyajouhakubutsukan@pref.saga.lg.jp (代表アドレス)